

## 電動キックボードは安全に利用しましょう

改正道路交通法が施行されるまで、電動キックボードは原動機付自転車の交通ルールが適用されます。また、実証実験の認定を受けたレンタル車は、小型特殊自動車の交通ルールが一部適用されます。交通ルールを確認し、安全運転を心がけ、事故防止に努めましょう。

### 安全運転のための主な注意事項

- ①原動機付自転車と同じで、歩道走行はできません。歩道では押してください。
- ②自賠責保険への加入が必要です。事故の際の損害賠償に備えてください。
- ③保安部品やナンバープレートの装着が必要です。
- ④車両として、左側通行をしてください。
- ⑤ヘルメット着用を守ってください。ただし、認定を受けたレンタル車で実証実験区域(世田谷区ほか)を走行する場合は、ヘルメット着用は任意となります。



上記以外にも交通ルールがあります。運転する際は交通ルールの確認をお願いします。

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996

## 世田谷246ハーフマラソンの出走権を進呈します

世田谷区スポーツ推進基金に5万円以上の寄附をしていただいた方のうちご希望の方に、11月13日(日)に開催する第17回世田谷246ハーフマラソン(タイムトライアルを除く)の出走権を進呈します。

なお、寄附とは別にハーフマラソンへの参加申込み及び参加費(5500円)が必要です。寄附していただいた方へ参加申込み方法を別途区からお知らせします。

**寄附金の使途**／パラスポーツ等の推進、スポーツ・レクリエーション活動への支援、スポーツ施設の整備など

**備**①新型コロナウイルス感染症の影響により大会が中止になる場合等を含め、いかなる場合にも寄附金の返金は行いませんが、出走権は次回大会に繰り越します(参加費は、中止となった時点までに発生した経費を差し引いた金額を返金します)。

②寄附額のうち2000円を超える部分は、税金の控除対象となります(上限あり)。事業について詳しくは、区のホームページをご覧ください。担当=スポーツ推進課

**申**9月15日までに、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」(HP<https://www.furusato-tax.jp/>)へ 先着200人



一般の参加者によるハーフマラソンへの参加申込みも受け付けています。詳しくは、[区のホームページ](#)をご覧ください。

問 ☎せたがやコール

## 特殊詐欺被害が急増しています

特殊詐欺被害には、子や孫を騙って現金を要求する「オレオレ詐欺」や、警察官等を騙ってキャッシュカードを騙し取る「預貯金詐欺」「詐欺盗」などの手口があります。特に被害が多いのは、区役所を騙り「医療費の還付があります。今日中ならATMで手続きができます」等と言って言葉巧みにATMへ誘導し、気付かないうちに犯人の口座へ現金を振り込ませる「還付金詐欺」です。ATMを操作して還付金が戻ってくることは絶対にありません。

詐欺の手口は年々巧妙になっており、いつあなたに詐欺の電話がかかってきてもおかしくありません。「私は大丈夫だ」と思わずに、一旦電話を切り、区役所や警察、家族に相談しましょう。



通話をしながらATMを操作している高齢者を見かけたら、詐欺の被害に遭っている可能性が高いです。声をかけていただき、110番通報してください。  
 1件でも詐欺被害を防げるよう、ご協力をお願いします。

担当=地域生活安全課

問 世田谷警察署 ☎3418-0110、北沢警察署 ☎3324-0110、玉川警察署 ☎3705-0110、成城警察署 ☎3482-0110

## せたがやそだち加工品ビジネスプランコンテストを実施します

世田谷区の農地面積は東京23区内で2番目に広く、旬の野菜や果実、季節の花など多くの農産物が生産されています。区内の農地で作られた農産物を「せたがやそだち」と呼び、個人直売所やJAの共同直売所などで販売しています。

この世田谷産農産物の魅力発信と区内事業者の発展をめざし、「せたがやそだち」を活用した加工品のビジネスプランを募集します(5年2月28日までに商品化が可能またはその見込みがあるものに限り)。

**対** 区内に事務所・事業所を有する事業者

**募集期間**／7月1日～8月31日

**入賞者特典**／商品化にかかる経費に対する補助金の交付等

**【最優秀賞(1者)】**50万円以内 **【優秀賞(2者)】**30万円以内

**備**審査会(9月中旬予定)にてプレゼンテーション等を行っていただき、入賞者を決定します。詳しくは、募集要領(区のホームページにあり)をご覧ください。

問 都市農業課 ☎3411-6658 FAX3411-6635

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

■「かかりつけ医」がない、相談する医療機関に迷う等の場合  
**世田谷区発熱相談センター ☎03-5432-2910** (平日午前8時30分～午後5時15分)  
 東京都発熱相談センター 症状のご相談=☎03-5320-4592 ☎03-6258-5780(いずれも24時間・多言語対応)  
 医療機関案内専用=☎03-6630-3710(24時間)  
 FAX03-5388-1396(電話での相談が難しい方)

■症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談  
**世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 ☎03-5432-2111 FAX03-5432-3022**  
 (平日午前8時30分～午後5時15分)  
 東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター(毎日午前9時～午後10時・多言語対応)  
 ☎0570-550-571 FAX03-5388-1396(電話での相談が難しい方)

■療養期間終了後も何らかの症状が残っている方はご相談ください(「コロナの後遺症について」とお申し出ください)。  
**世田谷区コロナ後遺症相談窓口**  
**☎03-5432-2910** (平日午前8時30分～午後5時15分)  
 ※PCR検査等で陽性と診断されてから1～2か月以上経過した方は、東京都が設置する相談窓口もご利用いただけます(下記二次元コード参照)。

新型コロナウイルス感染症に関することについて詳しくはこちら

